

## 学校において予防すべき感染症の種類および出席停止期間の基準

「学校において予防すべき感染症」に感染された場合の鳳高校の対応方法

- ①医師の診断が出されたら、すぐに学校（担任）に電話等で連絡をしてください。
- ②自宅にて、ゆっくり休養に努めてください。
- ③体調が回復し、医師から登校の許可が出された後、登校してください。その際、受診の証明になるもの（診療明細書・薬袋等）を持参してください。
- ④「第三種感染症」の「その他の感染症」の出席停止等の扱いについては、学校で流行が起きている場合、校長が学校医、府教委等と相談・検討します。

| 種類  | 病名   | 出席停止期間   |
|-----|--|--|
| 第一種 | エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱<br>痘そう 南米出血熱 ペスト<br>マールブルグ病 ラッサ熱<br>急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア<br>重症急性呼吸器症候群（SARS）<br>鳥インフルエンザ（H5N1）<br>指定感染症および新感染症 | 治癒するまで   |
| 第二種 | ○インフルエンザ（鳥インフルエンザ新型インフルエンザ等感染症を除く）   | ○発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで                                    |
|     | ○百日咳   | ○特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで                                     |
|     | ○麻疹（はしか）   | ○解熱したのち3日を経過するまで   |
|     | ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）   | ○耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで                                 |
|     | ○風疹（三日はしか）   | ○発しんが消失するまで  |
|     | ○水痘（水ぼうそう）   | ○全ての発しんが痂皮化するまで  |
|     | ○咽頭結膜熱（プール熱）   | ○主要症状が消退した後2日を経過するまで   |
|     | ○髄膜炎菌性髄膜炎  | ○病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで  |
| 第三種 | コレラ 細菌性赤痢<br>腸管出血性大腸菌感染症（O157など）<br>腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎<br>急性出血性結膜炎   | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで   |
|     | <u>その他の感染症</u><br>（溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症<br>感染性胃腸炎（ノロ・ロタ等） 等）  | 必要があれば、第三種の感染症として措置をとることができる（重大な流行が起こり、感染拡大の防止のために必要と認められた場合にのみ、出席停止扱いになります） |